【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（１）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（２）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為　）

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（１）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（２）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

（ヘ　削除）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

（ホ　新設）

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

（ヘ　新設）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第五項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成10年11月24日 省令第140号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第五項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ニ　当該有価証券がカバードワラントであって当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハ又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第五項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

（ニ、ホ　新設）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハ又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第五項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハ又は第二号ホに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合を除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハ又は第二号ホに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合を除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

（ヘ　削除）

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ又はハ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合を除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第五項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ又はハ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合を除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の適用を受けた社債又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合を除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第二項第二号に掲げる書類

（ハ　新設）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　　　法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合　を除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第二項第二号に掲げる書類

（ハ　削除）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第二項第二号に掲げる書類

ハ　連結情報を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結情報を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第二項第二号に掲げる書類

ハ　連結情報を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結情報を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ヘ又はトに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第二項第二号に掲げる書類

ハ　連結情報を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結情報を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　　　法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ヘ又はトに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に　法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第二項第二号に掲げる書類

ハ　連結情報を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結情報を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

（ホ　削除）

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ヘ又はトに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　連結情報を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　当該有価証券報告書に記載した事項以外の事項で、財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ヘ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ト　ヘに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和62年2月20日 省令第2号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ヘ又はトに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　連結情報を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　当該有価証券報告書に記載した事項以外の事項で、財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ヘ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ト　ヘに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ヘ又はトに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　当該有価証券報告書に記載した事項以外の事項で、財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ヘ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ト　ヘに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ヘ又はトに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　当該有価証券報告書に記載した事項以外の事項で、財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ヘ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ト　ヘに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

（ホ　新設）

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和54年2月15日 省令第2号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ、第二号ホ又はへに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　その募集又は売出しについて法第四条第一項本文の規定の適用を受けた社債がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

ヘ　ホに該当する社債について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合、第一号ハに掲げる書類については、その事業年度の末日が連結決算日となつていない事業年度に係る有価証券報告書である場合には、それぞれこれらを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

（２、３　削除）

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　当該有価証券報告書の提出会社の重要な子会社（第三項に規定する重要な子会社をいう。以下同じ。）の貸借対照表及び損益計算書で、当該有価証券報告書に係る事業年度（当該事業年度と当該重要な子会社の事業年度とが異なるときは、当該重要な子会社については当該有価証券報告書に係る事業年度の末日以前に終了した直近の事業年度）に係るもの

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

２　有価証券報告書に連結財務諸表を掲げていない提出会社で、連結財務諸表を継続的に作成しているものがある場合には、当該提出会社の連結子会社（連結財務諸表にその財務内容が記載されている子会社をいう。以下同じ。）については、前項第一号ハに掲げる書類に代えて当該連結財務諸表を添付することができる。この場合において、当該提出会社が当該連結財務諸表を作成しないこととしている事業年度に係る有価証券報告書には、当該連結子会社に係る同号ハに掲げる書類を添付することを要しない。

３　「重要な子会社」とは、子会社のうち、資産の総額又は売上高の総額が少額であることその他大蔵大臣の定める事情によりその財政状態及び経営成績が当該　提出会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えていないと認められるもの以外のものをいう。

４　第一項第二号及び第二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券報告書の添付書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める添付する書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イに掲げる書類については、当該書類が当該書類を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第五条第二項又は法第二十四条第三項の規定により添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　当該有価証券報告書の提出会社の重要な子会社（第三項に規定する重要な子会社をいう。以下同じ。）の貸借対照表及び損益計算書で、当該有価証券報告書に係る事業年度（当該事業年度と当該重要な子会社の事業年度とが異なるときは、当該重要な子会社については当該有価証券報告書に係る事業年度の末日以前に終了した直近の事業年度）に係るもの

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券報告書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

２　有価証券報告書に連結財務諸表を掲げていない提出会社で、連結財務諸表を継続的に作成しているものがある場合には、当該提出会社の連結子会社（連結財務諸表にその財務内容が記載されている子会社をいう。以下　同じ。）については、前項第一号ハに掲げる書類に代えて当該連結財務諸表を添付することができる。この場合において、当該提出会社が当該連結財務諸表を作成しないこととしている事業年度に係る有価証券報告書には、当該連結子会社に係る同号ハに掲げる書類を添付することを要しない。

３　　「重要な子会社」とは、子会社のうち、資産の総額又は売上高の総額が少額であることその他大蔵大臣の定める事情によりその財政状態及び経営成績が当該　提出会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えていないと認められるもの以外のものをいう。

４　第一項第二号及び第二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券報告書の添附書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イに掲げる書類については、当該書類が当該有価証券報告書提出前五年以内に有価証券届出書又は有価証券報告書に添附して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　当該有価証券報告書提出会社の重要な子会社の貸借対照表及び損益計算書で当該有価証券報告書に係る事業年度（当該提出会社の事業年度と当該子会社の事業年度とが異なるときは、当該有価証券報告書に係る事業年度の末日以前に終了した直近の事業年度）に係るもの

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　有価証券報告書に記載された代表者が有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

ニ　有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

２　有価証券報告書提出会社がその子会社の全部又は一部との連結財務諸表を継続的に作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表にその財務内容が記載されている子会社をいう。以下この項において同じ。）に係る前項第一号ハに掲げる書類に代えて当該連結財務諸表を添附することができる。この場合において、当該提出会社が当該連結財務諸表を作成しないこととしている事業年度に係る有価証券報告書には、当該連結子会社に係る同号ハに掲げる書類を添附することを要しない。

３　前二項において、「子会社」とは、当該有価証券報告書提出会社に発行済株式総数の二分の一をこえる株式を所有されている会社をいい、「重要な子会社」とは、子会社のうち資産の総額又は売上高の総額が少額であることその他大蔵大臣の定める事情によりその財政状態及び経営成績が当該有価証券報告書提出会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えていないと認められるもの以外のものをいう。

４　第一項第二号及び第二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（有価証券報告書の添附書類）

**第十七条**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イに掲げる書類については、当該書類が当該有価証券報告書提出前五年以内に有価証券届出書又は有価証券報告書に添附して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一　内国会社

イ　定款

ロ　前条第三項第二号に掲げる書類

ハ　当該有価証券報告書提出会社の重要な子会社の貸借対照表及び損益計算書で当該有価証券報告書に係る事業年度（当該提出会社の事業年度と当該子会社の事業年度とが異なるときは、当該有価証券報告書に係る事業年度の末日以前に終了した直近の事業年度）に係るもの

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　有価証券報告書に記載された代表者が有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

ニ　有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

２　有価証券報告書提出会社がその子会社の全部又は一部との連結財務諸表を継続的に作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表にその財務内容が記載されている子会社をいう。以下この項において同じ。）に係る前項第一号ハに掲げる書類に代えて当該連結財務諸表を添附することができる。この場合において、当該提出会社が当該連結財務諸表を作成しないこととしている事業年度に係る有価証券報告書には、当該連結子会社に係る同号ハに掲げる書類を添附することを要しない。

３　前二項において、「子会社」とは、当該有価証券報告書提出会社に発行済株式総数の二分の一をこえる株式を所有されている会社をいい、「重要な子会社」とは、子会社のうち資産の総額又は売上高の総額が少額であることその他大蔵大臣の定める事情によりその財政状態及び経営成績が当該有価証券報告書提出会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えていないと認められるもの以外のものをいう。

４　第一項第二号及び第二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。